

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会職員被服貸与規程

施行 平成 8年10月1日

改正 平成13年 4月1日

改正 令和 2年 4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、刈羽村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員、準職員、再雇用職員、臨時職員、嘱託職員、パートタイマー（以下「職員」という。）に対し、被服類を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(被服貸与者及び貸与品等)

第2条 被服を貸与される者（以下「被貸与者」という。）及び貸与される被服（以下「貸与品」という。）の種類は、別表のとおりとする。

(被服の着用)

第3条 被貸与者は、勤務時間中は貸与品を着用することを原則とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 貸与品は、常に善良なる注意をもって使用するほか補修、洗たく、その他保存上必要な処置は、特に承認を得た場合を除き、すべて自己の負担において行なわなければならない。

(貸与期間)

第4条 貸与品の貸与期間は、別表に定めるところによる。ただし、貸与品の損耗の程度により貸与期間を伸縮することができる。

2 貸与品の貸与期間が経過したときは、被貸与者に給付する。

(貸与品の返納)

第5条 被貸与者が貸与期間満了前に退職もしくは死亡等により被服の貸与を要しないこととなったときは、直ちに貸与品を補修又は洗たくをして返納しなければならない。ただし、貸与期間を経過した場合は、この限りでない。

(貸与品の弁償)

第6条 被貸与者が故意又は過失により貸与品を紛失又は、き損したときは、貸与期間の残余命数に応じてその実費を弁償せしめるものとする。ただし、特別の事由があると認められる場合は、弁償させないことがある。

2 前条の規程による貸与品の返納をしない場合は、前項に準ずるものとする。

(共同被服)

第7条 会長は、業務上必要があると認めるときは、前2条に規定する貸与品以外の作業用の被服を備えつけて職員に共用させることができる。

(貸与品の記録)

第8条 事務局長は、別記様式による被服貸与簿を備え、貸与品又は返納の状況を記録しておかなければならない。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の被服の貸与に関し必要な事項は、本学会長が別に定める

附 則

- 1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程施行の日前において、すでに貸与されている貸与品については、すべてこの規程により貸与されたものとみなす。

別表

被 貸 与 者	貸 与 品	貸与期間
男子職員	ポロシャツ（黒色）	1年
女子職員		
備 考 ・休職期間中は、貸与品の更新は行わない。		

被 服 貸 与 簿

氏 名					
貸与品の名称	貸与期間	貸与年月日	被貸与者 受領印	返納年月日	事務局長 印
				理 由	
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日			
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日			
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日			
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日			
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日			
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日			

- 備考： 1. 被服貸与簿は、個人ごとに作成する。
 2. 返納のする場合は、返納年月日及びその理由を記入する。